

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、図書館について必要な事項を定めるものとする。

【解説】

・この条例は、図書館法第10条の「公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない」という規定に基づき、本市の図書館の設置及び運営に関して必要な事柄を定めるものです。

(設置)

第2条 本市は、住民の教養の向上と文化の発展に寄与するため、図書館を設置する。ただし、必要に応じて分館、配本所等を置くものとする。

【解説】

・本市の図書館を設置する上で基本となる考え方です。

・図書館とは、図書館法第2条に定めるとおり、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」です。

この条文では、「図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的」とする、図書館法第1条の精神にのっとり、本市の図書館の果たすべき役割を謳っています。

・また、図書館のほかに必要に応じて分館や配本所を置くことを規定しており、現在は図書館条例に基づく分館・配本所は設置していません。なお、つきみ野、桜丘の各学習センター内には図書室を設けています。

(名称及び位置)

第3条 図書館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

【解説】

・図書館の名称とその設置場所を定めています。

・別表第1

名称	位置
大和市立図書館	大和市大和南一丁目8番1号
大和市立中央林間図書館	大和市中央林間四丁目12番1号
大和市立渋谷図書館	大和市渋谷五丁目22番地

(事業)

第4条 図書館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 図書館法第3条各号に掲げる事業
- (2) その他図書館の設置目的を達成するために必要な事業

【解説】

・本市の図書館が行う事業を定めています。

・第1号は、図書館法第3条「図書館奉仕」(※注1)に掲げるさまざまな事業を行うことを規定しています。図書館法第3条には、郷土資料、地方行政資料、図書、記録等の図書館資料を収集し、一般公衆の利用に供すること、図書館職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること、読書会、研究会、資料展示会等を開催すること、学校、博物館、公民館等と緊密に連絡し、協力すること等が定められています。これらの規定に基づき、本市図書館としてもさまざまな図書館サービスの充実に努めます。

【注1】 図書館法第3条

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(指定管理者による管理)

第5条 図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者の指定等について必要な事項は、大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第11号。次条において「文化創造拠点等条例」という。）で定める。

#### 【解説】

・図書館の管理を、指定管理者に担わせることを規定しています。

これにより、図書館のみならず文化創造拠点等全体の管理運営を一体化するとともに、民間の活力を利用して従来の枠にとらわれない柔軟な図書館運営を行うことを目指します。

・指定管理者の指定等について必要な詳細事項は、「大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例」で定めます。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 図書館施設及び附属設備の維持及び軽微な修繕に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

2 指定管理者は、前項に掲げる業務を行うに当たっては、文化創造拠点等条例第2条に規定する

構成施設間の積極的な連携及び機能の融合を図るものとする。

#### 【解説】

・指定管理者が行う業務を規定しています。

・第1項第1号は、第4条に掲げた事業を具体的に実現していくことを規定しています。利用者が必要とする情報を確実に提供できるよう図書館資料の充実を図るほか、利用者が本に親しむ機会を提供する各種講座の開催、子ども読書活動の推進、「健康」をテーマとした事業の開催等、さまざまな事業を展開します。

・第2号は、図書館施設や附属の設備を、安全性や利便性を考慮して適正に維持・管理するほか、必要に応じて軽微な修繕を施すことについて規定しています。

・指定管理者は、第1項に掲げる業務を行うに当たり、文化創造拠点等を構成する各施設と「大和市立図書館」を一体的に管理し、連携及び機能の融合を図るものと定めています。

(開館時間)

第7条 図書館の開館時間は、別表第2のとおりとする。

【解説】

・図書館の開館時間は、仕事帰りの市民などにも利用しやすいように規定しています。また、大和市立図書館では、3階の児童開架については、子どもの安全を考え、午前9時から午後7時までとしています。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を変更することができます。

・別表第2

名称	開館時間	備考
大和市立図書館	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日及び休日は、午前9時から午後8時まで	3階部分の供用時間は、午前9時から午後7時まで
大和市立中央林間図書館	午前10時から午後9時まで	
大和市立渋谷図書館	午前9時から午後9時30分まで	

(休館日)

第8条 図書館の休館日は、1月1日及び12月31日とする。

2 大和市立渋谷図書館の休館日は、毎月最終月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その前の月曜日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

【解説】

・図書館の休館日を規定するものです。ただし、施設の法定点検等、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て休館日を変更することができます。

(入館の制限等)

第9条 指定管理者は、図書館資料及び施設を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (2) 図書館の施設若しくは設備又は図書館資料を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他図書館資料及び施設の利用を不相当と認めるとき。

【解説】

・図書館はすべての人に開かれた施設ですが、以下のとおり、場合によっては利用をさせないことができると規定しています。

・著しい騒音を立てる、泥酔状態で入館する等、他の利用者に迷惑を及ぼしたり不快の念を与えたりするおそれがある場合。

・図書館の施設や設備、図書館資料を壊したり、汚したりするおそれがある場合。

・施設の利用が暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる場合。

・その他指定管理者が図書館資料及び施設の利用を不相当と認めた場合。

(損害賠償義務)

第10条 利用者は、故意又は過失により、図書館資料を紛失し、若しくは汚損し、又は図書館の施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

【解説】

・利用者が図書館資料や設備を紛失、汚損、破損等した場合の損害賠償義務について定めています。ただし、天災等特別の事情があると市長が認めた場合は、この限りではありません。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

【解説】

・利用者の遵守事項や図書館の利用及び図書館資料の貸出しに関する事項等、図書館を運営していく上で必要な詳細事項は、別に規則で定めることを規定したものです。

これに基づき、「大和市立図書館条例施行規則」を定めています。